

伝統文化こども事業に応募しませんか

わが国の伝統文化を将来にわたって継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性をはぐくむことを目的として、自主的な取り組みを立ち上げ、定着を図っていく団体に対して支援を行います。

▶対象事業

- ・わが国の伝統文化のうち、子どもが体験、修得することが適切と認められるもの(例：民俗芸能、民謡、民踊、和太鼓、邦楽、詩吟、箏曲、日本舞踊、茶道、華道、書道、囲碁、将棋など)
- ・市内在住の小・中学生を対象に、市内の公共施設において年10回以上継続的かつ計画的に実施するもの

▶対象団体 市内に活動の拠点を有し、次の要件を全て満たす組織および団体

- ・伝統文化に関する事業の実施経験を有する者を代表者としていること
- ・定款、寄附行為に類する規約などを有すること
- ・団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること
- ・自ら経理し、監査する会計組織を有すること
- ・市内に活動の本拠となる事務所などを有すること
- ・特定の政治、宗教活動および営利的行為に関するものでないこと

▶補助金 補助対象経費(謝金、借料、教材用具費など)の2分の1以内で20万円を限度とします。

▶その他 申請受け付け後、採否にかかわらず連絡します。なお、長期間にわたり継続的に支援するものではありません。

▶申し込み ひとつくり支援課で配付する申請書類に必要事項を記入の上、7月1日(月)までに直接同課に提出してください。

▶問い合わせ 同課生涯学習担当 ☎556-8319



児童手当現況届の提出が必要です

現在、児童手当を受給している方は、「児童現況届」の提出が必要となります。該当する方には、現況届のご案内を5月下旬に送付しましたので、必ず6月28日(金)までに提出してください(公務員の方は、勤務先で手続きをしてください)。

▶対象 中学生までのお子さんを養育している方
※子どもが施設に入所している場合や里親などに預けられている場合は、その施設の設置者や里親など

▶受付日時 6月3日(月)～28日(金)午前9時～正午、午後1時～4時※土・日曜日を除く

▶受付場所 市役所1階ロビー※南河原支所でも受け付けます。

▶持ち物

- ・現況届
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・受給者本人の健康保険証の写し(受給者が会社員などの場合)
- ・受給者および支給対象児童の外国人登録証の写し(外国人登録をしている方)

・平成25年度児童手当用所得証明書(平成25年1月1日以降、行田市に転入した方)

▶支給金額

【3歳未満】月額15,000円(一律)

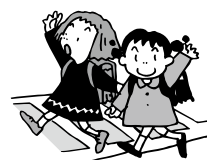
【3歳以上小学校修了前】月額10,000円(第3子以降は15,000円)

【中学生】月額10,000円(一律)

▶所得制限 所得金額が一定以上の場合、児童1人につき月額5,000円が支給されます。

▶注意 現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当を受給することができません。

▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線262)



7月8日(月)から外国人住民の方も住基ネットの運用が開始されます

住基ネットとは、住民の方々の利便性の向上と国および地方公共団体の行政の合理化を図り、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

※総務省のホームページでも「住民基本台帳ネットワークシステム」の説明をご覧ください。

・住基ネットの運用開始に伴い、外国人住民の方にも住民票に住民票コードが記載されます。

・外国人住民の方も住民基本台帳カードを作ることができます。

・住んでいる市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けることができるようになります。ただし、住基カード、在留カードまたは自動車運転免許証などの提示が必要です。

▼問い合わせ 市民課市民担当（内線242）

住民基本台帳カードをお持ちの方へ

住民基本台帳カードには、有効期間があります（カード発行の日から10年間）。

住基カードの表面に、「2000年00月00日まで有効」と記載がありますのでご確認ください。

また、住基カードの再交付（更新）の

手続きは、有効期間の満了する日の3カ月前から行うことができます。

※有効期間を満了した住基カードは、本人確認資料として使用できなくなりしますので、再交付（更新）の手続きを希望する方はご注意ください。

▼問い合わせ 市民課市民担当（内線242）

ご存じですか 本人通知制度

本人通知制度は、代理人や第三者の請求により住民票の写しなどを交付したとき、事前に登録した本人にその事実を通知するものです。この制度により、住民票の写しなどの不正取得の早期発見や抑制につながることが期待されます。

なお、これまでは登録有効期間を3年間としていましたが、平成25年6月1日より、この期間を撤廃しました。今後は、登録した方の住所・氏名・本籍などに変更がない間は、手続きは不要となります。

▼対象 本市の住民基本台帳または戸籍簿に記録のある方

▼登録方法 本人確認書類（運転免許証など）を持参の上、市民課窓口で申請してください。

▼通知内容 代理人や第三者に交付した年月日、証明書の種別および通数、交付請求者の種別

▼注意 通知の対象となるものは、代理人請求や第三者請求ですが、請求事由

や請求先によっては、通知しない場合があります。

▼問い合わせ 市民課市民担当（内線242・244）

「蓮櫓」編集委員を募集します

年2回発行している生涯学習情報誌「蓮櫓」は、ボランティアの皆さんによって作成されています。

このたび、同情報誌の編集委員を募集します。経験がなくても参加できますので、ぜひご応募ください。

▼応募資格 市内在住で編集会議（1号当たり6〜10回程度）に出席できる方

▼募集人数 2人

▼申し込み・問い合わせ ひとつくり支援課生涯学習担当 ☎55618319

市指定文化財に「厨子」が指定されました

4月25日付で、須加如来堂（須加4727-1）の厨子が行田市指定文化財（建造物）に指定されました。この指定により市指定文化財は63件になりました。

須加如来堂は、須加の田畑から出土した阿弥陀如来像を祭るために、忍城主阿部正識の保護のもとに寛政7年（1795）に建立されたものと思われ、厨子もその際に建立されたものと推測されます。

現在は新しい阿弥陀如来立像が納められていますが、かつての阿弥陀如来像は、3代將軍徳川家光の側室で5代將軍綱吉の生母である桂昌院などから深い信仰を集めていたと伝えられていて、それを納めたこの厨子も豪華な造りとなっています。装飾として正面棧唐戸脇に宝珠を握った昇龍・降龍の彫刻があり、その特徴から羽生領本川俣邑を拠点に活躍した宮大工（大隅流）三村家の手によるものと推測されます。

この厨子は、一流の宮大工が心を込めて造りこんだ名作であり、北関東の近世厨子の様相を知る上でも重要な歴史的建造物であるといえます。

※非公開となっていますので、ご注意ください。



▼問い合わせ 文化財保護課文化財保護担当 ☎55313581